

給食業務年休代替職員（会計年度任用職員）の雇用条件等

1 任用期間等	(1)任用者 姫路市教育委員会 (2)任用期間 任用日 から 令和7年（2025年）3月31日まで (3)条件付採用期間 採用後1月間は、条件付採用期間となります。採用後1月間の勤務日数が15日を満たさない場合は条件付採用期間が延長されることがあります。 (4)再度の任用 公募によらない再度の任用は行わない。
2 業務内容	給食調理業務（市立小学校、書写養護学校に勤務する調理員が年次休暇等で不在になる際に学校から依頼がありますので、その依頼を受けて勤務します。）
3 勤務日等	(1)勤務する日 所属長が指定する日 (2)勤務時間 所属長が指定する時間
4 給与等	(1)給料 1時間につき1,218円 (2)通勤手当 本市の規定に基づき支給 (3)支給日 翌月15日（月末締切り） ただし、支給日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日（その日が18日となる場合は14日）
5 社会保険等	労災保険に加入します。
6 解職（下記の要件に該当するときは、解職されることがあります。）	<ul style="list-style-type: none">・ 故意又は重大な過失により市に損害を与えたとき。・ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。・ その他、職員としてふさわしくない非行があったとき。
7 辞職の届出	自己の都合で退職する場合は、退職日の30日前までに所属長に届出を行うこと。
8 その他	調理業務に係る被服を貸与します。

注) 勤務条件等については、変更する場合があります。